兵庫県市町村職員共済組合が実施する長期給付事業における個人番号 関係事務に係る特定個人情報等取扱要綱

> 平成29年5月19日 改正 令和3年6月25日 改正 令和4年6月13日

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程(以下「規程」という。)及び兵庫県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規則(以下「規則」という。)に基づき、兵庫県市町村職員共済組合(以下「組合」という。)が実施する長期給付事業(以下「長期給付事業」という。)において個人番号関係事務(規則別紙1の2の年金受給者(扶養親族を含む。)に係るもの欄で利用目的に定めるものに限る。)を行うに当たり、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う事務の各段階を明確にするとともに、長期給付事業における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報等の範囲)

第2条 長期給付事業における個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報等の範囲 は、個人番号及び個人番号と関連付けて管理される氏名、生年月日、性別、住所等とする。

(特定個人情報等の利用目的)

- 第3条 長期給付事業における個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報等の利用 目的は、年金受給権者(扶養親族を含む。)に係る次のものとする。
 - (1) 所得税法(昭和40年法律第33号。以下「所得税法」という。) に基づき年金の支払者が行う源泉徴収票等作成・届出事務
 - (2)所得税法に基づき年金の支払者が行う公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱い事務
 - (3) 所得税法に基づき退職手当等の支払者が行う退職所得の受給に関する申告書の取扱い事務
 - (4) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき年金の支払者が行う公的年金等支払 報告書作成・届出事務
 - (5) 相続税法(昭和25年法律第73号)に基づき退職手当金等の支払者が行う退職手当金等受給者別支払調書作成・届出事務

(特定個人情報等を取り扱う事務の種類)

- 第4条 長期給付事業における個人番号関係事務として特定個人情報等を取り扱う事務の 種類は次の各号のとおりとする。ただし、第3号の事務は全国市町村職員共済組合連合会 (以下「連合会」という。)が行う。
 - (1)個人番号取得事務 第3条に掲げる事務を行うために個人番号を取得する事務(長期給付事業における個人番号利用事務で取得するものを除く。)
 - (2)個人番号入力事務 取得した個人番号を基に個人番号を管理する情報システムへ入力する事務
 - (3)各種電子媒体出力事務 個人番号を含む公的年金等源泉徴収票、公的年金等の支払報告書、非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書及び退職手当金等受給者別支払調書データを電子媒体に出力し届出を行う事務
 - (4)各種帳票作成事務 退職所得の受給に関する申告関係事務及び第3号の電子媒体に 出力されなかった源泉徴収票等を手作成し届出を行う事務
 - (5)特定個人情報管理・保管事務 特定個人情報等を含む紙媒体又は電子データを漏え い、滅失、き損がないよう安全に管理及び保管する事務
 - (6)委託先管理事務 長期給付事業における特定個人情報等の管理及びその内容に特定 個人情報等を含む申請を委託する委託先(再委託先を含む。)を管理する事務
 - (7) 廃棄・削除事務 第 15 条に規定する保存年限を経過したことにより、不要になった特定個人情報等を安全に廃棄又は削除する事務
 - (8) 情報システム管理事務 特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理事務

(事務取扱関係者)

第5条 前条各号に掲げる事務の実施、当該事務に係る決裁など、業務上、特定個人情報等を知る機会がある者を事務取扱関係者とし、事務局長、年金審査課長、年金管理課長、年金審査課の職員及び年金管理課の職員(臨時職員及び派遣会社から派遣される者を含む。)に限定する。

(特定個人情報保護責任者)

第6条 第4条各号に掲げる事務に係る特定個人情報保護責任者は、規則第2条第2号に規 定する年金審査課長及び年金管理課長とする。

(事務取扱担当者)

第7条 第4条各号に掲げる事務を実施する事務取扱担当者(規則第3条第4項に規定する 事務取扱担当者をいう。)は、年金審査課及び年金管理課の職員であって、特定個人情報 保護責任者が指定する者(臨時職員及び派遣会社から派遣される者を含む。)とする。 (本人確認)

- 第8条 事務取扱担当者は、年金受給者又は年金請求者(以下「本人」という。)に個人番号の提供を求めるに当たっては、規程第9条に規定する本人確認の措置に基づき、次に掲げるいずれかの書類(以下「本人確認書類」という。)の提示をもって個人番号の確認及び当該人の身元確認(以下「本人確認」という。)を行うものとする。ただし、郵送等により個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げる書類の写しにより本人確認を行うこともできるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 通知カード及び身元確認書類
 - (3) 個人番号が記載された住民票の写し及び身元確認書類
- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ個人識別事項(氏名及び生年月日又は住所)を印字して送付された書類へ個人番号を記載して返送された場合、書類に印字した個人識別事項と添付されている個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し(以下「番号確認書類」という。)に記載された個人識別事項が同一であることを確認することにより、身元確認を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)から個人番号を取得している者については、本人確認を行うことを要しない。
- 4 代理人から個人番号の提供を受ける場合については、次に掲げる書類の提示をもって、 代理権の確認、当該代理人の身元確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。
 - (1)委任状(任意代理人の場合)又は戸籍謄本(法定代理人の場合)等、代理権を確認 することができる書類
 - (2) 代理人の個人番号カード又は身元確認書類
 - (3) 本人の番号確認書類

(運用状況の記録)

- 第9条 事務取扱担当者は、第4条各号の事務に係る特定個人情報等の運用状況を、次に掲げる項目につき特定個人情報等の運用状況記録票(別紙1)へ記録する。
 - (1) 特定個人情報等の収集及び特定個人情報ファイルへの入力状況の記録
 - (2) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
 - (3) 書類・媒体等の持出しの記録
 - (4) 特定個人情報ファイルの廃棄・削除記録
- 2 事務取扱担当者は、前項の廃棄又は削除を第三者に委託する場合には、委託先が確実に 廃棄又は削除したことについて、証明書等により確認するものとする。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合には、情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)を情報システムのログにより記録するものとする。

(取扱状況の確認)

- 第 10 条 事務取扱担当者は、第 4 条各号の事務に係る特定個人情報ファイルの取扱状況について、特定個人情報ファイル管理台帳(別紙 2) に次に掲げる事項を記録する。
 - (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
 - (2) 責任者、取扱部署
 - (3) 利用目的
 - (4) 廃棄・削除状況
 - (5) アクセス権を有する者

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

- 第11条 特定個人情報保護責任者は、第9条に規定する特定個人情報の運用状況及び第10 条に規定する特定個人情報ファイルの取扱状況について、自ら行う点検又は規則第2条第 3号に規定する特定個人情報保護監査責任者による監査を実施するものとする。
- 2 特定個人情報保護責任者は、前項に定める点検等の結果に基づき、安全管理措置の評価、 見直し及び改善に取り組むものとする。

(特定個人情報を取り扱う区域の管理)

- 第12条 第4条各号に掲げる事務に係る特定個人情報等を取り扱う「管理区域」及び「取 扱区域」は次の各号のとおりとする。
 - (1) 管理区域 連合会委託先データセンター
 - (2) 取扱区域 第4条各号に掲げる事務を実施する共済組合事務室
- 2 前項の管理区域及び取扱区域について、それぞれ次の各号に掲げる安全管理措置を講じるものとする。
 - (1) 管理区域 入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限
 - (2) 取扱区域 壁や間仕切り等を設置する、又は事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所や後ろから覗き見される可能性が低い場所とするなど座席配置等の工夫

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- 第 13 条 特定個人情報保護責任者及び事務取扱担当者は、管理区域及び取扱区域における 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、 次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1)特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム機器は、施錠できる部屋に設置する、 又はセキュリティワイヤー等により固定する。
 - (2) 特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等を施錠できるキャビネット、書庫等に保管する。

(各管理段階ごとの取扱方法等)

第14条 第4条各号に掲げる事務の取扱部署、取扱方法、場所、安全管理措置等は、次の 各号のとおりとする。

(1) 個人番号取得事務

区分	取 扱	取扱方法	場所	安全管理措置
	部 署			
取得	•	【扶養親族等申告書が持参により提出された場合】 ①本人の個人番号の記入を確認する。 ②扶養親族の申告がある場合は、扶養親族の個人番号に不備がある場合は、速やかに個人番号に不備がある場合は、速やかに個人番号に記入・訂正できない場合は、正確な個人番号を記入した書類の提出を求める。 ③JーLISから個人番号を取得していない場合は本人確認を行う。 【扶養親族等申告書が郵送等により提出された場合】 ①本人の個人番号の記入を確認する。 ②扶養親族の記入を確認する。 ②扶養親族の記入を確認する。 ③個人番号に不備がある場合は、正確なのは、大養親族の個人番号に不備がある場合は、正確なの場別を確認する。 ③個人番号を記入した書類の提出を求める。 ④JーLISから個人番号を取得していない場合は本人確認を行う。	場所 取 区	安全管理措置 ①受領した書類は施錠できるキャビネットに保管する。 ②鍵は定し、事務取し、事務取し、当者の責任者が指定の管理を行っ。
		い場合は本人確認を行う。 【退職年金(厚生年金保険給付を併せて請求しない場合)の請求に伴い個人番号申告書が持参により提出された場合】 ①「個人番号収受簿」(別紙3)に本人から		
		署名又は押印を受ける。 ②本人確認書類が添付されていない場合は、速やかに提出を求める。 【退職年金(厚生年金保険給付を併せて請		

求しない場合)の請求に伴い個人番号申告 書が郵送等により提出された場合】

- ①「個人番号収受簿」(別紙3) に取得の記録を記入する。
- ②本人確認書類が同封されていない場合は、速やかに提出を求める。

【整理退職一時金の請求に伴い個人番号申告書が持参により提出された場合】

- ①「個人番号収受簿」(別紙3)に本人から 署名又は押印を受ける。
- ②本人確認書類が添付されていない場合は、速やかに提出を求める。

【整理退職一時金の請求に伴い個人番号申告書が郵送等により提出された場合】

- ①「個人番号収受簿」(別紙3) に取得の記録を記入する。
- ②本人確認書類が同封されていない場合は、速やかに提出を求める。

【遺族一時金の請求に伴い個人番号申告書が持参により提出された場合】

- ①「個人番号収受簿」(別紙3)に本人から 署名又は押印を受ける。
- ②本人確認書類が添付されていない場合は、速やかに提出を求める。

【遺族一時金の請求に伴い個人番号申告書 が郵送等により提出された場合】

- ①「個人番号収受簿」(別紙3)に取得の記録を記入する。
- ②本人確認書類が同封されていない場合は、速やかに提出を求める。

【代理人から提出された場合】 第8条第4項に規定する本人確認を行う。

(2) 個人番号入力事務

区分	取	扱	情報シ	取扱方法	場所	安全管理措置
	部	署	ステム		334731	
入力	年金		個人番	扶養親族等申告書又は個人番号申	取扱	①システムを使用でき
	理調		号管理	告書により取得した個人番号を次	区域	るPCを限定する。
			システ	の方法により入力する。		②特定個人情報保護責
			ム	①システムで桁チェックを行う。		任者が事務取扱担当者
				②個人番号と個人情報が一致して		毎に異なるID及びパ
				いるか、入力者と別の者が目視チ		スワードを付与する。
				ェック及び読合せチェックを行		③目視チェック及び読
				う。		合せチェックを行う。
				③チェック後、本人確認書類はシ		④チェック後の本人確
				ュレッダーによる細断を行う。		認書類は、シュレッダ
				④一括アップロードを行う場合、		ーによる細断を行う。
				作成した一括アップロードファイ		⑤第9条に規定する記
				ルはPCのハードディスク及びサ		録を記入する。
				ーバ等に保存せず、媒体に保存す		
				る。		
				⑤「特定個人情報等の運用状況記		
				録票」(別紙1)に入力及び書類廃		
				棄の記録を記入する。		

(3) 各種帳票作成事務

区分	取 扱	出力・提出方法・提出先	場所	安全管理措置
	部署			
作成	年金審	以下の帳票について、提出先の連合会が指	取扱	①執務スペースの施錠
	査課	定する方法により手作成する。	区域	できるキャビネットに
	年金管	①年金事務機械処理標準システムに作成機		保管する。
	理課	能がない帳票		②鍵は定められた場所
		退職所得の源泉徴収票		に保管し、事務取扱担
		退職手当金等受給者別支払調書		当者のうち特定個人情
		②同システムに作成機能はあるが、出力さ		報保護責任者が指定す
		れなかった場合に手作成する帳票		る者が鍵の管理を行
		公的年金等の源泉徴収票		う。

		公的年金等支払報告書	
		非居住者等に支払われる給与、報酬、年金	
		及び賞金の支払調書	
		③同システムに作成機能はあるが、記載内	
		容を訂正する場合又は新規作成をする場合	
		に手作成する帳票	
		公的年金等の源泉徴収票	
		公的年金等支払報告書	
		非居住者等に支払われる給与、報酬、年金	
		及び賞金の支払調書	
提出	年金審	①グループウェアのメール機能によりエク	①エクセルデータには
	査課	セルデータを提出する。	パスワードを付す。
	年金管	②提出先は連合会年金部年金給付課	②第9条に規定する記
	理課	③「特定個人情報等の運用状況記録票」(別	録を行う。
		紙1)の提出の記録を記入する。	

(4) 特定個人情報管理·保管事務

区分	取 扱	管理•	管理・保管方法	場所	安全管理措置			
	部 署	保管媒						
		体						
管理	年金審	紙媒体	「特定個人情報ファイル管理台		第 10 条に規定する記			
	査課		帳」(別紙2)に取扱いの記録を記		録を行う。			
	年金管		入する。					
	理課							
保管	年金審	紙媒体	施錠できるキャビネットに保管す	取扱	①施錠できるキャビネ			
	査課		る。	区域	ットに保管する。			
	年金管				②鍵は定められた場所			
	理課				に保管し、事務取扱担			
					当者のうち特定個人情			
					報保護責任者が指定す			
					る者が鍵の管理を行			
					う。			
		電子デ	【情報システムに入力した場合】	管理	組合のサーバには保存			
		ータ	安全管理措置が図られた連合会委	区域	しない。			

1			
	託先のデータセンターで管理す		
	る。		
	【個人番号を含む書類を作成した	取扱	①電子媒体は施錠でき
	場合】	区域	るキャビネットに保管
	パスワードロック、データの暗号		する。
	化を行い、電子媒体に保存し、保		②鍵は定められた場所
	管する。		に保管し、事務取扱担
			当者のうち特定個人情
			報保護責任者が指定す
			る者が鍵の管理を行
			う。

(5)委託先管理事務

(-	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	生 事 初	
区分	取扱部署 等	取扱方法	安全管理措置
選定	特定個人情報保護責任者	「委託先選定評価シート」(別紙4)を用いて、 委託先選定評価を実施し、当組合と同等の安全 管理措置が図られている事業者のみに委託す る。	実地調査、ヒアリング 又は報告書により、委 託先の状況を確認し、 「委託先選定評価シー ト」(別紙4)に記入す る。
契約	特定個人情報保護責任者	委託契約の内容に右欄の事項を含む。	【委託契約の内容に含む事項】 ①秘密保持義務 ②個人情報の安全管理に関する事項 ア 目的外利用の禁止イ契の無調が、変いのが、変いのが、変いのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、

		,	
			④再委託に関する事項 (原則、再委託は禁止。 やむを得ず再委託する 場合は、委託と同等の 条件を満たすこと)
			⑤契約内容の履行状況 を確認するための委託
			者への報告又は委託者
			による監査に関する事
			項
			⑥契約内容の不履行等
			が発生した場合の措置
			に関する事項
			⑦特定個人情報等の漏
			えい、滅失又はき損に
			よる事故等が発生した
			場合の報告に関する事
			項
再評	特定個人	年1回定期的に委託先を調査し、再評価を行う。	実地調査、ヒアリング
価	情報保護		又は報告書により、委
	責任者		託先の状況を確認し、
			「委託先選定評価シー
			ト」(別紙4)の見直し
			を行う。

(6) 廃棄·削除事務

区分	取	扱	実	施	取扱方法	場所	安全管理措置
	部	署	時	期			
廃棄	年金	管	保存	字期	【紙媒体の場合】	取扱	①シュレッダーによる
	理課	1	間紅	圣過	①シュレッダーによる細断又は安	区域	細断を行う。
			後		全管理措置が図られた委託先にて		②第9条に規定する記
					溶解する。		録を行う。
					②「特定個人情報等の運用状況記		
					録票」(別紙1)に廃棄の記録を記		
					入する。		

削除	年金管	保存期	【電子データの削除の場合】	取扱	①目視チェックを行
	理課	間経過	①データを削除した者と別	区域	う。
		後	の者が目視チェックを行う。		②アクセス履歴を取得
			②データのアクセス履歴を		する。
			取得する。		③第9条に規定する記
			③「特定個人情報等の運用状況記		録を行う。
			録票」(別紙1)に削除の記録を記		
			入する。		

(7)情報システム管理事務

区分	取扱部	情報シ	管理項目	場所	安全管理措置
	署等	ステム			
シス	連合会	個人番	アクセスの制御	管理	生体認証、ID及びパ
テム	委託先	号管理		区域	スワードによりログイ
管理		システ			ンする仕組みとする。
		ム			
	特定個	個人番	アクセスの監視	取扱	①使用できるPCを限
	人情報	号管理		区域	定する。
	保護責	システ			②事務取扱担当者ごと
	任者	ム			に異なるID及びパス
					ワードを付与する。
	連合会	個人番	アクセスの監視	管理	操作証跡を作成し、管
	委託先	号管理		区域	理する。
		システ			
		ム			
	連合会	個人番	外部からの不正アクセス等の防止	管理	①データベース全体を
	委託先	号管理		区域	暗号化する。
		システ			②バックアップされデ
		ム			ータも暗号化された状
					態で保管する。
					③電気通信回線は、専
					用

		回線を使用し、外部の
		I
		Tシステムとの通信は
		行わない。
		④ウィルス対策ソフト
		を使用する。
		⑤必要なソフトウェア
		以外のソフトウェアを
		導入しない。

(廃棄・削除方法)

第15条 個人番号を含む帳票等、対応する情報システム等、取扱部署、保存年限及び廃棄・ 削除方法は次のとおりとする。

刑券力がは次のこれのことのの						
帳票等	情報システム	取扱	保存年限	廃棄・削除方法		
	等	部署				
個人番号管理シス	個人番号管理	年金	提出期限の属する年の	個人番号管理システムに		
テムの保存データ	システム	管理	翌年1月10日の翌日	よるデータ削除		
		課	から7年間			
公的年金等の受給	紙媒体	年金	提出期限の属する年の	シュレッダー・溶解		
者の扶養親族等申		管理	翌年1月10日の翌日			
告書		課	から7年間			
個人番号申告書						
公的年金等の源泉	紙媒体	年金	提出期限の属する年の	シュレッダー・溶解・物		
徴収票(個人番号の	電子データ	審査	翌年1月10日の翌日	理的な破壊		
記載のあるもの)		課	から7年間			
		年金				
退職所得の源泉徴		管理				
収票(個人番号の記		課				
載のあるもの)						
非居住者等に支払						
われる給与、報酬、						
年金及び賞金の支						
払調書(個人番号の						
記載のあるもの)						

退職手当金等受給	紙媒体	年金	法定申告期限から7年	シュレッダー・溶解・物
者別支払調書(個人	・電子データ	審査	間	理的な破壊
番号の記載のある		課		
もの)				
公的年金等支払報	紙媒体	年金	法定申告期限から5年	シュレッダー・溶解・物
告書(個人番号の記	・電子データ	審査	間	理的な破壊
載のあるもの)		課		
		年金		
		管理		
		課		

(事故発生時の対応)

第 16 条 特定個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案の発生又はその兆候を察知した者 は、規程第 18 条に基づき対応するものとする。

附則

- この要綱は、平成29年5月19日から施行し、平成27年10月5日から適用する。 附 則(令和3年6月25日)
- この改正は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年6月13日)

この改正は、令和4年6月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。